

～重要なお知らせ～

# 令和6年度 児童手当制度改正のご案内

令和6年12月支給（10月・11月分）から



- 所得制限の撤廃
- 高校生世代まで延長
- 第3子以降は3万円
- 偶数月に支給（年6回）  
（2月、4月、6月、8月、10月、12月）

## ■改正後の金額

区分	3歳未満	高校生まで
第1子・第2子	月15,000円	月10,000円
第3子以降	月30,000円	

※第3子以降とは、大学生年齢以下（平成14年4月2日生～）の養育している子のうち、上から3番目以降の高校生まで（平成18年4月2日生～）の子をいいます。

■支給にあたっては**申請が必要な場合**と**不要な場合**があります。裏面の申請フローを確認し、申請が必要な場合は申請期限までに手続きをして下さい。

## 申請期限

<一次期限> 令和6年10月31日（木）

<二次期限> 令和7年 3月31日（月）

※一次期限を過ぎて提出した場合、令和6年12月には支給されませんが、二次期限までに提出すると令和6年10月分に遡って支給されます。

※二次期限を過ぎて提出した場合、申請の翌月からの支給対象となります。

## 申請方法

- ①郵送（期日必着）
- ②国頭村役場 福祉課窓口

※必要書類は申請内容によって異なるため、国頭村役場HPをご確認下さい。申請様式のダウンロードも可能です。

\*お問い合わせは、下記までお電話ください。

国頭村役場 福祉課

TEL：0980-41-2765

（受付時間：平日9:00～17:00）